

## 土木工事における週休 2 日工事に係る工事成績評定の取扱いについて

## 1. 働き方改革

(審査項目別運用表 別紙-1⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

## 【働き方改革】

週休 2 日工事に取り組み、完全週休 2 日の 4 週 8 休（現場閉所率もしくは平均休日率 28.5%）以上を達成した。

- 評価する週休 2 日を、完全週休 2 日（現場閉所型（もしくは交替制））と定義する。
- 「週休 2 日工事」は休日（現場閉所）取得計画表もしくは休日取得状況表（交替制）で確認できること。

## 2. 週休 2 日の確保

(審査項目別運用表 別紙-1② 2. 施工状況 II. 工程管理)

その他

➤ 理由：〔（記載例）現場閉所による月単位での週休 2 日の確保を行っている。〕

- 評価する週休 2 日を、現場閉所（もしくは交替制）による完全週休 2 日（もしくは月単位）での 4 週 8 休と定義する。
- 「週休 2 日工事」は休日（現場閉所）取得計画表もしくは休日取得状況表（交替制）で確認できること。

(審査項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 II. 工程管理)

工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

その他

理由：〔（記載例）現場閉所による月単位での週休 2 日の確保を行っている。〕

- 評価する週休 2 日を、現場閉所（もしくは交替制）による月単位での 4 週 8 休（現場閉所率（もしくは平均休日率）28.5%）以上と定義する。
- 週休 2 日の確保を行った場合は、上記 2 事項両方で評価する。
- 前述評価の場合、本細別は、原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことが出来る。

(審査項目別運用表 別紙-2③ 7. 法令遵守等 8. その他)

8. その他

理由：明らかに週休 2 日に取り組む姿勢がみられない - 2 点

- 提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休 2 日を確保できない場合については、必要に応じて工事成績評定の点数を減ずる。
- 工事成績表の減点を行う場合は、考査項目の「7. 法令遵守等」「8. その他」の項目で減ずる。